

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
- 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 四三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 四三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 四三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四四

## 告 示

### 福島県告示第五百九十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。

平成三十年七月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
  - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - 環境省福島地方環境事務所 所長 室石 泰弘
    - 福島県福島市栄町十一番二十五号A X Cビル六階
  - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

- 3 産業廃棄物処理施設の種類の種類
  - 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設 一基
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
  - (一) 廃プラスチック類
  - (二) 木くず
  - (三) 繊維くず
- 5 申請年月日
  - 平成三十年六月二十日
- 6 縦覧場所
  - (一) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
  - (二) 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
  - (三) 富岡町生活環境課
  - (四) 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一
  - (五) 大熊町環境対策課
  - (六) 福島県いわき市好間工業団地一番地四十三
  - (七) 双葉町住民生活課
  - (八) 福島県いわき市東田町二丁目十九番地の四
  - (九) 双葉町郡山支所
  - (十) 福島県郡山市朝日一丁目二十番地二号
  - (十一) 双葉町埼玉支所
  - (十二) 埼玉県加須市騎西三十六番地一
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
  - 平成三十年七月二十四日から同年八月二十四日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
  - 1 提出期限
    - 平成三十年九月七日
  - 2 提出先
    - 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
    - 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
  - 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）
    - (一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名



森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年七月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
鈴木二郎 戸田義勝 渡部勇
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百二十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年七月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
岡和田晴夫
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

#### 福島県告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年七月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
佐藤敏美
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第百八十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年七月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
塩分共有 塩分共有 福地源次 伊藤廣吉 渡部利男 渡部光雄 斎藤富雄 長谷川貞夫 西会津建設株式会社 岩淵民江 橋谷田マサ 二瓶浩一 荒海尚 荒海兵作 斎藤利廣 高橋又一 五十嵐傳悦
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第三百四十号）によること。

と。

(森林保全課)